

令和3年9月27日

保護者 様

久御山町教育委員会  
教育長 内田 智子  
久御山町立佐山小学校  
校 長 岡本 泰典

新型コロナウイルス感染症に伴う町立学校の臨時休業等の考え方について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、京都府におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が9月30日まで延長され、先行きの見えない状況にあります。

今後、感染の再拡大が起こった場合に備え、学校の対応について下記のとおりといたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

(1) 児童生徒が感染者となった場合、感染した児童生徒には出席停止の措置をとります。(濃厚接触者と判定された場合も同様の措置をとります。)

(2) 感染者判明後、学校では児童生徒の感染可能期間における行動履歴を調査して濃厚接触者の特定に努めるとともに、校内の消毒作業を実施します。この期間は保健所と教育委員会の協議のうえ、必要に応じて臨時休業を行います。

また、感染が拡大している可能性がある場合においては、裏面の判断基準をもとに、学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を行います。

※今後、本校の児童生徒の感染者状況につきましては、文書でお知らせしますので、ご確認をお願いいたします。

【裏面に続く】

## 学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の考え方

### 【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

①同一の学級において複数の感染者が判明した場合

②感染者が1名であっても、同一の学級において風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者が判明し、同一の学級において複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、久御山町教育委員会で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、感染の拡大状況を踏まえて判断します。

### 【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

### 【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

(注) 学級閉鎖を検討する「感染者」には、学級内の濃厚接触者等を含めます。

なお、感染経路が特定されており、感染可能期間に登校していない場合は、通常授業を行います。